

議会運営委員会 会議録

=====
日 時 令和3年8月27日（金曜日）
午前10時00分開会，午前11時07分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長挨拶
- 4 協議事項

- (1) 令和3年第4回（12月）定例会の日程（案）について
- (2) 令和3年第3回（9月）定例会の運営について

- ① 日程について

- ② 上程される議案等について

- ア 報 告（16件）
- イ 条 例（7件）
- ウ 補正予算（2件）
- エ 財産の取得（2件）
- オ 市道の認定等（1件）
- カ 人 事（1件）
- キ 認 定（3件）

- ③ 請願・陳情について

- ④ 各種委員会委員の選出について

【土浦市空家等対策協議会委員（選出すべき人数 1名）】

【土浦市地域福祉計画策定委員会委員（選出すべき人数 1名）】

- (3) 請願・陳情によらない意見書の提出依頼について

- ① 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」

- ② 人道的見地から，沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること

- (4) その他

- 5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎

副委員長 平石 勝司
委員 篠塚 昌毅
委員 鈴木 一彦
委員 下村 壽郎
委員 今野 貴子
委員 塚原 圭二

欠席委員（0名）

その他出席した者

議長 小坂 博
副議長 勝田 達也

説明のため出席した者（5名）

副市長 東郷 和男
副市長 栗原 正夫
市長公室長 川村 正明
財政課長 山口 正通
財政課財政係長 小神野 昭博

事務局職員出席者

局長 小松澤 文雄
次長 天貝 健一
係長 小野 聡
主任 津久井 麻美子
主任 松本 裕司
主幹 鈴木 優大

傍聴者（0名）

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありませんね。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 では、議長の方からご挨拶願います。

○小坂議長 おはようございます。本日は令和3年第3回定例会を議題ということで慎重なご審議をお願いいたします。

○海老原委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項1 令和3年第4回定例会の日程案について、協議をお願いします。執行部から説明願います。

○東郷副市長 資料1をお願いします。令和3年第4回の日程案でございます。一番下に赤い字がありますが人事院勧告に伴う条例改正案が上程される見込みでございます。

1 1月中の議決が求められておりますので11月30日を招集日として当日当該議案の先議をお願いしたいと。日程については11月30日開会、12月17日閉会という日程でお願いしたいと思っております。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、第4回定例会の日程については、執行部説明のとおりいたします。次に、令和3年第3回定例会の運営についての協議をお願いします。執行部及び事務局から日程案について説明願います。

○東郷副市長 資料2でございます。第3回定例会の日程につきましては9月7日開会、9月30日閉会の会期でお願いしたいと思っております。なお、今般、国から地方創生臨時交付金の内示がありました関係もありまして、現在補正予算の準備をしておりますので整次第、議会の方にはお示しさせていただきたいと思っております。全員協議会でございますが議会初日9月7日をお願いしたいと思っております。案件につきましては令和2年の決算認定について、それから令和2年度決算に基づく健全化判断比率について、それから令和元年度予算の繰越しの訂正について、それから令和2年度都市開発決算について、それから中村南西根地区の試行コミュニティ交通についての説明について。その他コロナ関係の説明もありますので9時15分の開会をお願いします。それから最終日に人事案件、人権擁護委員の候補者の推薦についても控えておりますので中日に全員協議会をお願いしたいと。最終日については今のところ案件はございませんけど案件があった場合はお願いしたいと。以上でございます。

○天貝事務局次長 只今お話がございました会期日程につきまして、当初の予定では一般質問の日程を3日間予定しておりましたが、一般質問の人数を8名に制限することになりましたので一般質問の日程を13日・14日の2日間に短縮してはいかがかと考えております。それに伴い当初予定しておりました最終日を10月1日から1日前倒しして9月30日にする案でございます。今回、上程予定の議案のうちワクチン関係の補正予算が9月中の議決が必要なことから先議を行う予定でありました。しかし、最終日が9月30日になれば先議の必要がなくなることからスムーズな議会運営が可能となりますので、ご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明について何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 ではただ今の説明のとおりとさせていただきます。次に執行部から上程される議案等の説明を願います。まず、報告について、説明願います。

○川村市長公室長 第3回定例会の議案等概要につきまして、ご説明いたします。サイドボックス、議会運営委員会、令和3年、8月27日開催、資料3議案概要をご準備く

ださい。今回の提出案件は、1ページの表紙でございますように、報告16件、議案12件、諮問1件、認定3件、合わせて32件でございます。2ページ、3ページをお願いいたします。提出案件の一覧でございます。今回は、報告といたしまして、専決処分9件、法人の経営状況4件、健全化判断比率等2件、予算の繰越しの訂正1件、議案といたしまして、条例7件、補正予算2件、財産の取得2件、市道の認定等1件、諮問といたしまして、最終日に提出いたします人事1件、認定といたしまして、決算3件、合計32件について、ご承認等をお願いするものでございます。4ページをお願いします。専決処分9件につきまして、順次ご説明申し上げます。報告第26号手数料条例の一部改正についての専決処分の承認につきましては、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、マイナンバーの発行事務が、地方公共団体が共同運営している地方公共団体情報システム機構の事務と明確化されたことから、再交付手数料に関する規定を削除する改正でございます。なお、手数料徴収の事務については、市が同機構の委託を受けて引続き実施いたします。本年9月1日施行となることから、令和3年8月5日付けで専決処分を行ったものでございます。次に、報告第27号一般会計補正予算第5回の専決処分の承認についてでございます。一般会計歳入歳出予算の表をご覧ください。歳入・歳出それぞれ7,054万9,000円を追加し、総額を512億4,141万5,000円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金の増でございます。歳出につきましては、5ページ、補正予算概要をご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費 9目、生活困窮者自立支援事業費生活困窮者自立支援金支給事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮し、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯のうち、収入や資産など一定の要件を満たす世帯に対し、自立支援金を支給し就労による自立を図ることを目的とするものです。全額国の負担となることから、財源として、国庫補助金を歳入に同額計上するものです。7月1日から申請受付を始めることから6月24日付け専決処分したものでございます。次に、報告第28号一般会計補正予算第6回の専決処分の承認につきましては、一般会計歳入歳出予算の表をご覧ください。歳入・歳出それぞれ1億4,332万8,000円を追加し、総額を513億8,474万3,000円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金の増でございます。歳出につきましては、下の表、補正予算の概要をご覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費新型コロナウイルスワクチン接種事業は、接種対象年齢が16歳以上から12歳以上へ引下げられたことによる対象者の増及び接種対応医師等の時間外加算や休日加算の設定に伴う増でございます。全額国の負担となることから、財源として、国庫負担金を歳入に同額計上するものです。国からの通知に基づき、8月2日に専決したものでございます。以上3件の報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき、ご承認を賜りますようお願いするものでございます。6ページをお願いします。報告第29号道路管理瑕疵による物損事故の和解につきましては、乙戸南2丁目地内の市道を自動車で行中、道路端に設置されたグレーチングが跳ね上がり、車両の一部が損傷した損害に対する和解であり、報

報告第30号公用車に係る物損事故の和解につきましては、公用車が中村西根地内の国道354号線を走行中、信号待ちから発進と停止を繰り返していた際、前方の車両に接触し相手方の車両の一部が損傷した損害に対する和解でございます。なお、本件事故に起因する対人賠償額については、後日確定の見込みでございます。7ページをお願いいたします。報告第31号公用車に係る物損事故の和解につきましては、公用車が市道乙戸44号線を走行中、脇道から右折進入してきた自転車と接触し、双方の車両の一部が損傷した損害に対する和解であり、報告第32号公用車に係る人身事故の和解につきましては、報告第31号の事故において、相手方が擦り傷及び打ち身等を負ったことによる損害賠償に対する和解でございます。報告第33号市営住宅管理瑕疵による物損事故の和解につきましては、市営西板谷住宅において、2階の給水管の破損により、1階天井から水漏れが発生し、相手方の家財に生じた損害に対する和解であり、8ページをお願いいたします。報告第34号公用車に係る物損事故の和解につきましては、消防ポンプ車が木田余地内の市道I級18号線を走行中、右折待ちで停車していた車両に追突し、双方の車両の一部が破損した損害に対する賠償でございます。なお、本件に起因する対人賠償については後日確定する見込みでございます。報告第29号から第34号につきましては、いずれも、和解成立日に専決処分を行ったものであり、地方自治法第180条の規定により報告するものでございます。次に、法人の経営状況でございます。報告第35号から第38号につきましては、資本金等を2分の1以上出資している法人については、地方自治法の規定により、経営状況を報告することになっていることから、土地開発公社、産業文化事業団、農業公社及び株式会社ラクスマリーナの令和2年度の経営状況について報告するものであり、主な事業の概要及び決算状況については、8ページから9ページにかけて記載のとおりとなっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。なお、土地開発公社につきましては、令和2年12月22日に解散しておりますが、年度途中までの活動があることから報告するものでございます。続きまして、健全化判断比率等の報告について、でございます。報告第39号につきましては、令和2年度決算に基づく健全化判断比率について、報告第40号につきましては、同じく資金不足比率について、健全化法に基づき、報告させていただくものでございます。なお、各比率におきましては、国が定める早期健全化基準、及び、経営健全化基準を下回っており、指標上、財政の健全化は維持されております。また、各会計におきまして、資金不足も生じておりません。10ページをお願いいたします。報告第41号 令和元年度一般会計継続費繰越計算書の訂正につきましては、令和2年6月の第2回定例会における報告第15号一般会計継続費繰越計算書において、誤りが発見されたことによる訂正の報告でございます。具体的には、まず、学校給食センター再整備事業において、前年度からの通次繰越額及び支出済額に計上漏れがあり、また、汚泥再生処理センター整備事業及び学校給食センター再整備事業において、繰越金に含めるべき特定財源を未収入の特定財源として記載してしまった誤りでございます。なお、この誤りにより、認定を受けた決算自体に訂正はございませんが、令和元年度決算書の付属資料である会計別歳入歳出決算総括表及び実質収支に関する調書においても誤りが生じることとなりました。

大変申し訳ございませんでした。今後、このような事務処理の間違いを招かぬよう、財務関係の知識を深めるとともに、より一層のチェック体制の強化に努めて参りますので、ご理解の程よろしく願いいたします。以上で、報告案件の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、条例について、説明願います。

○川村市長公室長 議案の説明をさせていただきます。まず、条例7件について、ご説明いたします。議案第46号土浦市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴う改正で、市民税関係では、国外に居住する扶養親族の適用対象者の見直しや、特定公益増進法人等に対する寄附金における寄附金控除の範囲の見直し及び特定の医薬品購入額の所得控除制度であるセルフメディケーション税制の適用期限を5年延長する改正等、固定資産税関係では、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を3分の1とする特定を設ける改正であり、施行期日については、それぞれ記載のとおりでございます。議案第47号土浦市個人情報保護条例及び土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正に伴う改正で、特定個人情報の利用に関する規定が追加されたこと等に伴う条項のズレの整理及び字句の整理を行うもので、公布の日から施行するものでございます。議案第48号土浦市と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正につきましては、引用する法律である産業競争力強化法の改正に伴い、新たな用語の定義が追加されたこと等に伴う条項ズレの整理及び字句の整理を行うものであり、公布の日から施行するものでございます。12ページをお願いします。議案第49号土浦市印鑑条例の一部改正につきましては、マイナンバーカードを用いたスマートフォンによる申請方法を追加するもので、スマートフォンから電子署名を行うことにより、窓口に行かずに印鑑登録証明書の交付申請ができる規定を追加するものです。令和3年11月1日から施行するものです。議案第50号土浦市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、国土交通省令の改正に伴う改正で、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を追加するほか、条項ズレや字句の整理を行うもので、公布の日から施行するものでございます。議案第51号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、内閣府令の改正に伴う改正で、保護者の利便性向上及び特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者の業務負担軽減のための改正でございます。当該施設利用に関する保護者への説明及び諸記録の作成や保存等について、これまでの書面に替えて電磁的記録による対応を認める改正で、公布の日から施行するものです。13ページをお願いします。議案第52号土浦市こども未来基金条例の制定につきましては、

こどもたちの育成や教育などに資する事業の財源とするため基金条例を制定し、基金を設置するもので、公布の日から施行するものでございます。条例の改正については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、補正予算以下認定までについて、一括して説明願います。

○川村市長公室長 次に、補正予算でございます。議案第53号は令和3年度一般会計補正予算第7回、議案第54号は介護保険特別会計補正予算第2回でございます。予算総括表をご覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ、一般会計で8億466万3,000円、特別会計に5,587万9,000円、合計で8億6,054万2,000円を追加し、総額を933億3,336万2,000円とするものでございます。まず、一般会計の補正予算につきましては、一般会計歳入歳出予算の表をご覧ください。歳入歳出それぞれ8億466万3,000円を追加し、総額を521億8,940万6,000円とするものでございます。具体的な内容は、14ページの概要をご覧ください。2款総務費、1項総務管理費、10目事務管理費、マイキーID設定支援事業は、マイナンバーカード取得促進策として国が実施しているマイナポイント事業については、本年9月末をもって終了する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響などで、申請したカードを受け取れていない人が多いことを踏まえ、本年12月末まで期間を延長することとなったことから、これに対応するため、本庁1階の総合窓口脇で実施しているマイナポイント予約・申込支援窓口を3か月延長する費用の計上でございます。なお、全額国の補助があることから、歳入に同額を計上するものでございます。23目財政調整基金費財政調整基金につきましては、地方財政法の規定により、決算上の剰余金については、その2分の1を下らない額を積立又は繰上げ償還しなければならないとされておりますことから、繰越金の2分の1を財政調整基金に積立てるものでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、現在、9月末までの実施体制により接種を行っておりますが、今般、国から11月末まで接種を延長するよう通知があったことから、10月・11月、2か月分の接種体制にかかる費用の計上でございます。全額国の補助があることから、歳入には国庫補助金を同額計上するものでございます。6款商工費、1項商工費、5目観光費観光事業は、産業文化事業団において、8月末の年度途中退職者が現れ、退職金の支払いが発生したことによる補助金の増でございます。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費道路維持補修事業は、市道新治南314号線の補修費用の計上でございます。当該道路は、今年度末の開通を予定している市道虫掛66号線の続きの道路であることから、交通量の増加が予想されますが、軟弱地盤の影響で道路が沈下していることから補修を行うものでございます。9款教育費、2項小学校費、3目学校建設費上大津地区統合小学校整備事業は、令和9年4月の開校を目指す上大津地区統合小学校建設において、学校用地の買収に伴い、用地測量、土地評価・不動産鑑定評価及び補償調査を実施する費用の計上でございます。5項社会教育費、8目博物館費博物館大規模改修事業は、開館

から33年が経過し、施設・設備面での老朽化が著しい博物館において、空調設備など、休館を伴う設備改修工事を実施するための費用の計上でございます。今年度は実施設計を行い、令和4年度に休館のうえ改修工事を実施するものです。続きまして、特別会計でございます。介護保険特別会計は、例年9月に行う、前年度、令和2年度決算に伴い、国県支出金や一般会計からの繰入金などの清算や基金へ積立する費用の計上でございます。15ページをお願いいたします。財産の取得についてでございます。議案第55号災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入について及び議案第56号水槽付消防ポンプ自動車の購入については、いずれも消防車両の売買契約の締結について、議会の議決をお願いするものでございます。16ページをお願いいたします。議案第57号市道の路線の認定につきましては、右俣地区及び荒川沖東1丁目地区における、民間会社の開発行為に伴う認定でございます。18ページをお願いいたします。決算については、3件ございます。認定第1号は、令和2年度土浦市歳入歳出決算の認定について、認定第2号は、令和2年度下水道事業会計決算の認定について認定第3号は、令和2年度水道事業会計決算の認定についてでございます。19ページをお願いいたします。最終日に追加提出いたします、諮問として人事案件1件を予定しております。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、委員10名のうち、1名が、本年12月31日に任期満了となることから、委員を推薦するに当たり、議会のご意見を伺うもので、最終日の提案を予定しております。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 以上で、上程される議案等の説明は終わりました。その他、執行部から何かありますか。

○東郷副市長 ございません。

○海老原委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

<執行部 退席>

○海老原委員長 次に、請願・陳情についての協議に移ります。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 資料4-1をお開きください。提出期限まであと5日間ありますが、これまでに提出がありましたのが陳情1件、請願1件でございます。受理番号6は辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情書でありまして、提出者は新しい提案実行委員会で沖縄県からの郵送によるものです。受理番号7は教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願でありまして、提出者は茨城県教職員組合で394名の署名簿が付されているもので、紹介議員は篠塚議員でございます。資料4-2をお開きください。4ページの意見書案をご覧ください。下段の3項目の要請事項を要約しますと、辺野古の基地建設を中止し、普天間基地の運用を中止すること。普天間基地の代替施設が国内に必要か否かの国民的議論を行った上で、必要だという場合は一つの地域への一方的な押し付け

とならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること、という内容であります。先例によりますと、市外からの郵送による陳情の取扱いは、全議員にコピーを配布し上程しないこととなっておりますのでご協議をお願いいたします。続いて資料4-3をお開きください。茨城県教職員組合からの請願で、内容は中学校・高等学校での35人学級の実施と、学校の働き方改革実現のため教職員定数改善を推進すること、そして義務教育費国庫負担制度を堅持することを国に対して求めるものであります。付託する委員会についてご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、受理番号6は、事務局の説明のとおり、先例に基づき、全員協議会において全議員に配布することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、受理番号6についてはただ今のとおり決定いたします。受理番号7は内容からすると文教厚生委員会へ付託することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 ご異議なしと認め、ただ今のとおりいたします。次に、各種委員会等委員の選出について、ご協議をお願いします。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 件名一覧をお開きください。1ページ目の下の方の4各種委員会等委員の選出についてをご覧ください。土浦市空家等対策協議会委員につきましては、選出すべき人数は1名で、従来の選出方法は総務市民委員会からでございます。続いて土浦市地域福祉計画策定委員会委員につきましては、選出すべき人数は1名で、従来の選出方法は文教厚生委員会からでございます。それぞれの選出方法につきましてご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、ただ今説明のあった委員会についての選出方法は、事務局からの説明のあった従来の選出方法でよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは、従来どおりの選出方法といたします。次に、協議事項3請願・陳情によらない意見書の提出依頼について協議に移ります。まず1コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 資料5-1をお開きください。全国市議会議長会から国に対して意見書を提出するよう要請があったもので、昨年も同様の要請があり、総務市民委員会に内々付託され、最終的に意見書を議決して国に提出しております。2ページ目の意見書案をご覧ください。今回の要請事項を要約しますと、1点目が地方一般財源総額については、社会保障関係経費の増大を踏まえ十分な総額を確保すること。2点目がコロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた固定資産税の特例措置は今回限りとし、期限の到

来をもって終了すること。3点目が土地の固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置を実施しないこと。4点目が自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長を行わないこと。5点目が炭素に係る税の一部を地方税又は地方譲与税として税源配分すること、でございます。資料の5-2は参考資料になります。取り扱いについてご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

○篠塚委員 前回も総務市民委員会に付託されましたので今回も総務市民委員会ですよろしいのではないですか。

○海老原委員長 それでは、まずこの依頼を取り上げることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 内々に付託する委員会は総務市民委員会ですよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 では総務市民委員会に内々付託することといたします。次に、2人道的見地から、沖縄防衛局による沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画の断念を国に要請することについて協議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

○天貝事務局次長 資料6をお開きください。沖縄戦遺骨収集ボランティア、ガマフヤーという団体から郵送で要請のあったものがございます。国に対して意見書の提出を要請するものでありまして、タイトルに貴議会における下記事項の議員提案の要請と記載されていることから陳情という取扱いではなく、先程の全国議長会からの要請と同様に請願陳情によらない意見書の提出依頼としてご協議いただきたいと存じます。内容を要約しますと、沖縄で進められている辺野古の基地建設の埋め立てに沖縄本島南部の土砂を採取しようとしているが、その土砂には沖縄戦の戦没者の遺骨が残されていることから埋立てに使用しないことと、政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施することを求める内容でございます。取り扱いについてご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

○篠塚委員 この資料は全議員に配布ですよろしいのではないのでしょうか。

○海老原委員長 それでは、市外からの扱いということで全協に配付させていただきます。その他ありますか。

○小松澤議会事務局長 報告をさせていただきます。前回の議会運営委員会におきまして、オンライン会議の状況について先進地である取手市の状況を調べて欲しいというお話がありましたので、調査させていただいて本日報告をさせていただきます。資料といたしましてはその1とその2と2つございますけど、その1をお願いします。順を追って説明させていただきます。まず1点目オンライン会議の開催ですけど、どのような状況の時に開催するのかということですが、災害であるとか、感染症の蔓延などやむを得ない状況がある場合に限って開催するもので、取手市では既に会議規則を改正している状況であります。今回9月も想定されていますけど新型コロナウイルス感染症拡大が予想されていることからオンライン会議により審議を行うということでございました。開催場所は委員長及び執行部につきましては市役所会議室に集まり、他の委員については

自宅等で参加するというごさございました。今後は完全にオンラインで開催することも視野に入れているんですけど、現時点では委員長が来ていただいて執行部と調整を図りながら委員会を進めていく状況にあります。執行部からの説明につきましては定例会前に撮影した動画を配信するというごさで説明に変えているというごさでございます。その内容につきましては本会議で市長の議案説明とかに加えて、各常任委員会で部課長が説明している内容を録画して配信するというごさございました。ですのでかなり長時間にわたる説明になるとのことでした。発言でございますが、オンラインでどういった質問をしたいのかということで、それぞれの委員が事前に通告するというごさで、持ち時間内で質問するというごさでございます。その他の発言につきましては画面に向かって挙手をし、委員長の指名を受けて発言するというごさございました。採決は原則挙手、ただし付託議案、請願等につきましてはズームの中にある電子採決を行い、誰が採択するのか、不採択するのか、他に棄権というのがありまして集約する形で表示するというごさで、画面が小さいと見にくいということがありますが、そういうごさでやっているというごさございました。画像の作成でございますが、本議会と同じように議場において市長、各部長が説明し、録画したものを発信する。録画については議会事務局で行っているというごさございました。資料と会議の画面でございます。タブレットで見ると画面が小さいということがありましたけど、資料も合わせてズームを使って出すと2画面となり小さいということがありまして、現時点では議員の皆さんは自分のパソコンと配布されたタブレットの2台使いをしてやっているとのことでした。ズームについては配布されたタブレットを。資料についてはパソコンで見ているという状況だそうす。それがひとつの課題かなといっていました。委員以外の参加者の排除ですが、委員の皆さんが賛否をとるときに、あるいは質問をするときに周りの影響があつてはという話があつたかと思ひます。そういうことについてはズームの画面で映っているという範囲でしかないですけど、他人が関与していないとか議員さんの判断に任せるというごさございました。ただ画面の加工ができませんけど、本人確認ができない状況になってしまいますので、やる場合には委員長の許可を取つてる状況にあります。取手市はズームでやっていますが、ユーチューブで配信されております。それを見ますと背景をぼやかす加工はしていますが、後ろの写真を更に入れ替えしているとかという状況にはなつていません。そういうことも含めて許可制になっている状況でございます。その他2の資料ですが、こちらは取手市議会のホームページに掲載されているものです。いろいろ2ページにわたつて細々と決まりが書いてございます。主立ったものをご紹介しますと、5点目に通信環境に懸念があるようございす。自宅でWi-Fiをつないでいても消えてしまつたりだとか、ズームから落ちてしまつとかの状況が想定されます。その場合はいったん休憩いたしまして、最終的につながらない場合には議員の皆さんと相談をして続行することもできるとあります。6点目の電子裁決システムの件でございます。基本は挙手でやりますけど、重要案件につきましては電子裁決で賛成・反対・棄権のいずれかのボタンを押すようになっております。なぜ棄権のボタンがあるかと申しますと、賛否以外で例えば通信が落ちてしまつているとか、座席を外

してしまっているとかというのが確認できないので必ずどれかのボタンを押すということとその委員会に参加しているという確認のために行っております。続きまして2ページ目をお願いします。9点目服装については委員であることがはっきりわかるということと、全国に動画が配信されますので委員会にふさわしい服装で出てもらうことがふさわしいということでございます。あと14点目は傍聴のことについてどうするかが書いてあります。傍聴者については現在取手市の会議室に同じような音声が聞ける環境を備えて傍聴者に備えております。最後になりますが16点目は委員長は役所に来ていただいて会議を進めてもらうというのが基本でございますけど、委員長が何らかの事情で役所に来られないという場合には副委員長が会議室に来ていただくということで、一定の担保は取っているようでございます。

○海老原委員長 ただ今のことにつきまして、いずれにつきましても、これは前回鈴木委員からあって事務局が用意した資料でございます。今日はこれについて特別云々ということはありませんので。よろしいでしょうか。

○篠塚委員 今後オンライン会議を進めていく上で、土浦市議会でもこのような規程とか、そのようなものを作っていく必要があるのか。議長にお伺いしたいのですが、オンライン会議を進めていく上でいつ頃からこのような会議を進めていくのか、予定とかございますか。

○小坂議長 議会運営委員会の議論を待つということ、予定を立てる段階ではないと思います。前回の議論の中でもなかなか難しいなという意見も多かったわけですから、今後どのようにやっていくかというのは計画とともに、議会運営委員会の意志の中で決めていただかなければならないと。進めるかどうかというのはまだ決めかねますので、皆さん資料等を知識として蓄積しながら今後やっていったらよろしいのかと思います。なんといたってもこういった会議の仕方というのは前例があまりないので、なかなか簡単に決めるというのは多分難しいのかなと皆さん認識されているのかなというふうに私は前回の議会運営委員会の皆さまのご意見を聞きながら感じましたので、すぐにはなかなか行かないかなと思いますが、方向としてはこういった手法もやらざるを得ないと。緊急の事態にということではあるのですが、多分必要になってくるのではないかとというふうに認識しております。今後の皆さんの議論を待つということですのでよろしく願いいたします。

○篠塚委員 そうしますとオンライン会議につきましては、議会運営委員会で協議をしていくということだと思いますので。今日もいろいろ資料をいただきましたので、課題とかテーマとかいろいろなことが皆さんわかると思いますので、今後も委員会の時に出していただいて、このオンライン会議についての協議をする時間というのも設けていただければと思うのですが。

○海老原委員長 趣旨については前回も進めましよう決めていたわけでございますが。

○鈴木委員 進めるということではおおかた一致していると思うんだけど、スケジュールは今、篠塚委員がおっしゃったように、どこの議運でどうしていくかを出していただいて、この我々の任期中にまとめて改選後に始めるとか目標に則って進めていけばよろ

しいのではないのでしょうか。

○篠塚委員 目標として令和3年度までにオンライン会議についてまとめていくと。実際実行できるのは令和4年度から本格的に運用を目指すというようなものでスケジュールを作って、次回の議運の時にでも日程を協議されたらどうでしょうか。

○海老原委員長 いま篠塚委員のほうから令和3年度中にある程度議運で結論を出して、4年度から実質稼働としたらどうですかとありましたが、大まかな日程となりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 ではその後についてはですね、進めるという前提で私と副委員長と事務局と議運の度にできるだけ進めるというようなことで提案で進めさせていただくというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 大まかな日程では本年度中に議運で決定して、令和4年度から稼働と大まかな流れは決めさせていただきます。

○篠塚委員 今回に関しては9月の全員協議会にて全議員に報告していただいて、令和4年度から本格的に導入を目指すと伝えていただければと思うのですが。いかがですか。

○小松澤議会事務局長 今回のオンライン会議を出させていただきましたけど、自治法の改正、意見書を出して欲しいというところから始まってございます。まずそちらをどうするかご協議いただければなど。そもそもそういうことをやっていないので、そういう意見を国に出すのは難しいでしょうということから、まず勉強しましょうと始まったので、徐々に段階的に進んできたのですけど。オンライン会議をやることを前提に議運で協議をしていくということですけど、国に出す意見書についてもどういうふうに扱っていくかというのを進めていただいてから出すのか。それとも進めることを前提にして時期を決めて出していくのか御議論をいただければなど。よろしく申し上げます。

○海老原委員長 これについては前回の議運でもタブレットを進めていこうということで、意見書の提出については棚上げというのですかね。ということだったと思うのですが。今局長から意見書の提出についていかがいたしましょうかということで話が出ましたが、意見書の提出についてはいかがいたしましょうか。

○篠塚委員 意見書のほうは地方自治法の改正が入っていますので、地方自治法改正というのは結構細かいものですから、こちらの方で実際にやれるとなってから意見書を出すか出さないかを決定されたらよろしいかと思うので、3月の定例会中に決定をすると。それまでに協議をして3月に意見書を出すか出さないかを定めるということで、継続審議ということで。

○下村委員 意見書を出すか出さないかというのは棚上げなのかなと感じるんです。龍ヶ崎市は出さないということで出ていましたね。あんなふうでいいんじゃないかなと。個人的に。何でかという、こんなのすぐには進まない。みんな慣れなかったらできない。だから意見書を出してくださいというのは切り離して、これはこれでやったら良いでしょとさせてもらったと思うのですが。意見書をすぐに出すか出さないかというより

も慣れなくっちゃ。やらなければ意見書なんか考えがいかないのかなと感じます。やることは良いと思います。意見書は個人的には棚上げか継続かと。龍ヶ崎みたく出さないというのも決めちゃった方がよろしいかと。

○海老原委員長 先ほど篠塚委員から、今回の議運の中ではこれについては継続という話が出ましたが、下村委員はここで結論をとということで。

○下村委員 3月までにいければいいんじゃない。

○海老原委員長 では先ほどの篠塚委員の意見でということでよろしいかと。棚上げじゃなくて今年度中に決めましょうということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 それでは取手市の意見書の取扱いについても本年度中とさせていただきます。先ほど篠塚委員から全協で報告とありましたが良いですかね。

○篠塚委員 一応議運ではこの前オンライン会議をやったんですけど、各委員会でもちよっとずつやっていかないと、これはいきなりできないのでそれを含めて議運でテストケースをやりましたと、できれば各委員会でやっていただきたいと話す前に、今の状況を全員協議会でお話ししてやっていかないと、それを3月までにやるわけですから早めにそれはお話ししておいた方がよろしいかと思うんですよね。何のためにタブレットを導入したのかということもありますので。

○海老原委員長 今篠塚委員から全協で何らかの報告をしましょうということで。報告しても理解できるかというのが心配なんだけど。まずは報告だけは議運でそういうふうになっていますということで報告するということでさせていただきますのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○海老原委員長 その他、ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものではありませんか。事務局いかがですか。

○天貝事務局次長 ございません。

○海老原委員長 なければ、全ての資料を公表とさせていただきます。それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。